⑵　支払利息等の会計処理方法

長期借入金等の資金を充当して事業用固定資産を建設した場合、建設期間に対応する支払利息は建設仮勘定に計上し、負担者が負担する金額が確定したものについては割賦元金に振り替えて計上しております。

9．消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜き方式によっております。

ただし、建設事業に係る控除対象外消費税については、建設期間中は長期前払消費税等として投資その他の資産に計上し、完了事業年度に一括費用処理しております。

また、管理業務に係る控除対象外消費税については、発生事業年度に費用処理しております。

10．資産見返負債の会計処理

資産見返負債の計上は、独立行政法人水資源機構の財務及び会計に関する省令第４条の規定によっております。

（参考）

○独立行政法人水資源機構の財務及び会計に関する省令（平成15年国土交通省令第104号）

（補助金等の会計処理）

第４条　機構は、機構法第12条第１項第１号から第３号までの業務の実施に際し、機構法第21条第１項及び第22条第１項の交付金、機構法第23条、第25条各項、第26条第１項及び第27条の負担金並びに機構法第35条の補助金（以下この条において「補助金等」という。）をそれらの業務の財源の全部又は一部に充てたときは、当該業務により生じた施設その他の固定資産（独立行政法人会計基準において建設仮勘定に属する資産を除く。）の価額のうち当該補助金等の額に相当する額を資産の部に固定資産として計上するとともに、その額と同額を負債の部に資産見返負債として計上するものとする。

２　機構は、機構法第12条第１項第１号から第３号までの業務の実施に際し、機構法第31条第１項の規定により国土交通大臣の承認を受けた金額をそれらの業務の財源の全部又は一部に充てたときは、当該業務により生じた施設その他の固定資産の価額のうち当該承認を受けた金額に相当する額を資産の部に固定資産として計上するとともに、その額と同額を負債の部に資産見返負債として計上するものとする。

注記事項

１．貸借対照表関係

⑴　減損会計

１）減損の認識

減損を認識した固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

（単位：円）

用　途	種　類	場　所	帳簿価額	減損額
①事業用地	土地（４施設）（事業用固定資産）	群馬県片品村他	76,145,379	0
②導水施設	建物（１施設）（事業用固定資産）	大阪府大阪市	1	0
	構築物（１施設）（事業用固定資産）	大阪府大阪市	3	0
	機械装置（１施設）（事業用固定資産）	大阪府大阪市	13	0
③宿舎	建物（11施設）（事業用固定資産）	千葉県香取市他	4,135,958	10,119,697
	土地（11施設）（事業用固定資産）	愛知県大府市他	47,740,709	7,751,079
	建物（８施設）（一般管理用固定資産）	愛知県尾張旭市	85,915,285	0
	土地（１施設）（一般管理用固定資産）	愛知県尾張旭市	309,454,600	0

㈱　帳簿価額については、当事業年度の期末帳簿価額を記載しております。

減損額は、損益計算書に計上しておりません。

減損の認識に至った経緯等

①事業用地及び②導水施設は、事業の中止又は施設の用途廃止等により将来の使用見込みがなくなったことから減損を認識しております。

③宿舎については、使用されている範囲又は方法について、当該資産の使用可能性を著しく低下させる変化が生じており、その全部又は一部の使用が想定されていないことから、減損を認識しております。

回収可能サービス価額

回収可能サービス価額は、正味売却価額を使用しております。正味売却価額については、建物は不動産鑑定評価額又は固定資産税評価額を用いて算定し、土地については不動産鑑定評価額又は地価公示価格などを用いて算定しております。

２）減損の兆候

減損の兆候が認められた固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額の概要

（単位：円）

用　途	種　類	場　所	帳簿価額（建物等）	帳簿価額（土地）
①宿舎	建物及び土地（26施設）（事業用固定資産）	大阪市吹田市他	342,655,867	488,840,326
	建物及び土地（14施設）（一般用固定資産）	愛知県尾張旭市他	319,328,480	1,751,870,000
②防災用途施設	建物及び土地（７施設）（事業用固定資産）	群馬県みどり市他	69,902,394	35,549,179
③事業用地等	構築物等及び土地（65施設）（事業用固定資産）	埼玉県秩父市他	1,814,862,524	5,397,699,110

㈱　帳簿価額については、当事業年度の期末帳簿価額を記載しております。